

平成25年第3回

# 荒川区教育委員会定例会

平成25年2月8日

於) 特別会議室

荒川区教育委員会

平成25年荒川区教育委員会第3回定例会

1 日 時	平成25年2月8日	午後1時15分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	委 員 長 委員長職務代理者 委 員 教 育 長	青 山 侑 高 野 照 夫 小 林 敦 子 川 寄 祐 弘
4 欠席委員	委 員	高 田 昭 仁
5 出席職員	教育総務課長 教育施設課長 学 務 課 長 社会教育課長 社会体育課長 指 導 室 長 南千住図書館長 書 記 書 記 書 記 書 記 書 記	佐 藤 泰 祥 丹 雅 敏 平 賀 隆 山 本 吉 毅 泉 谷 清 文 武 井 勝 久 小 堀 明 美 瀬 下 清 大 谷 実 浅 沼 佳 子 湯 田 道 徳 渡 部 由 香

(1) 審議事項

議案第5号 平成24年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定、荒川区登録文化財の指定認定保留及び荒川区指定文化財の修理保存について

(2) 報告事項

ア 平成25年度予算案における教育委員会主要事業について

イ 「校庭芝生化東京宣言」への参加について

ウ 学校選択制度検討委員会の報告について

エ 伝統工芸技術継承社育成支援事業補助延長について

(3) その他

ア 東尾久浄化センター隣接敷地のダイオキシン類土壌調査(先行調査)の結果等について

イ 東尾久浄化センター建設用地内のダイオキシン類土壌調査(一部)の結果について

委員長 では、荒川区教育委員会第3回定例会を開催します。

出席委員数の御報告を申し上げます。本日は、高田委員が欠席のため、4名出席でございます。会議録の署名委員は、高野委員及び小林委員にお願いいたします。

教育長、あいさつをお願いします。

教育長 本日の審議、よろしくお願いいたします。

委員長 11月9日開催の第21回定例会及び11月22日開催の第22回定例会の会議録について、前回の定例会で配付して、この間確認等をしていただきました。本日、特に委員から意見等がなければ承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 では、承認いたします。

では、議事日程に従って進めます。

既に、お送りした議事日程では、審議事項1件、報告案件4件となっておりますけれども、報告事項が2件追加となっておりますので、御了承を願います。

先に議案の審議を行います。

議案第5号「平成24年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定、荒川区登録文化財の指定認定保留及び荒川区指定文化財の修理保存について」を議題とします。説明をお願いします。

社会教育課長 それでは、議案第5号「平成24年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定、荒川区登録文化財の指定認定保留及び荒川区指定文化財の修理保存について」、御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、荒川区文化財保護条例第4条及び第6条の規定により、荒川区登録文化財の登録及び荒川区指定文化財の指定を行うものでございます。

内容でございますが、まず1点目、登録すべき文化財の登録でございます。

二つございます。種別、無形文化財工芸技術、名称、鍛金、所有者等、福士豊二さん、所在地等は東日暮里四丁目26番15、同じく登録すべき文化財の登録でございますが、有形民俗文化財、日暮里山車人形・鎮西八郎源為朝、所有者等は諏訪神社、所在地は西日暮里三丁目4番8号でございます。

2点目、指定すべき文化財の指定でございます。

種別、無形文化財工芸技術、名称、刷毛、所有者等、齋藤正一郎、所在地等は荒川区二丁目35番5号でございます。

二つ目でございますが、種別、記念物（史跡）、名称は富士塚でございます。所有者等は素盞雄神社でございます。所在地等は南千住六丁目60番1号でございます。

3点目、指定認定の保留でございます。種別、記念物（史跡）、名称、富士塚、所有者等は石浜神社でございます。所在地等につきましては南千住三丁目28番58号でございます。

4点目、指定文化財の修理保存についてでございます。種別、有形民俗文化財、名称は三河島山車人形・稲田姫、所有者等につきましては、荒川四丁目西仲睦会・荒川文化会・大西町会・荒川宮地町会でございます。所在地等につきましては、荒川四丁目5番1号観音寺の境内内でございます。

細かい説明については、ふるさと文化館館長の方から説明をさせていただきます。

委員長 お願いします。

荒川ふるさと文化館館長 荒川ふるさと文化館の野尻でございます。

細かい説明をさせていただきます。

まず、第一番目ですけれども、無形文化財工芸技術、鍛金、保持者は福士豊二さん。昭和19年の生まれで今年で68歳になります。この福士さんは、もともと青森県御出身でしたが、15歳のときに上京いたしまして、おじさんに当たります奈良勇蔵さんのところで修業をしております。この奈良さんですけれども、東京銀器の祖と言われております平田派の6代目、平田三之助氏に師事いたしまして、東京銀器の本家本流という流れをくむ職人さんでございます。

昭和45年に独立されまして、平成5年から鍛金の奥山峰石さんという重要無形文化財の、人間国宝の方ですけれども、この方から打込象嵌という技術を学び、その技術を修得いたしました。現在でも奥山氏のところに通いながら修業も続けておられます。平成11年には通産省の指定伝統工芸品であります東京銀器の造形部門で伝統工芸師に認定されています。

福士さんの認定理由でございますけれども、保持者は鍛金の高い技術を保持しているだけでなく、打込象嵌の技術を修得するなど技術の向上に努めている。また、業界からの評価も高く、その経験が明らかであり区にとって貴重である。資料の方で福士さんのお写真と作品を添付してございます。花器に打込象嵌で模様を入れている様子が見えるかと思えます。

続きまして、2番目ですけれども、有形民俗文化財、日暮里山車人形・鎮西八郎源為朝、所有者は諏方神社でございます。所在地も同様でございます。この為朝像ですけれども、これは諏方神社の祭礼のときに山車に載せられて引き回されておりましたけれども、これがだんだん近代になりまして、電線などが引かれますと引き回すことが難しくなってきました。明治の末期には神酒所などに飾られるようになりまして。展示で御覧になっていただいたかと思えますけれども、こちらの人形は幕末期に活躍しました古川長延という人形師の作品でございます。神酒所に置かれ、その後神酒所でも保持し切れなくなりまして、神社の方に寄贈されまして、境内の神楽殿に飾られるようになりまして。

平成元年に地元の有志の方々が資金を出しまして修復が行われております。現在、本体は組み

立てられたままで神楽殿にずっと展示してあるような状態です。これに付属しまして高欄がありますが、これは神輿蔵にバラバラに解体されて保管されております。この山車人形、祭礼の期間中8月に祭礼がございますが、その期間中、それとお正月の3日間、それから毎月一日のお参りにいらっしゃいます氏子さんがいますので、そのときだけ神楽殿の扉が開けられまして、そのときに公開されております。

登録理由ですが、当該資料は日暮里地区に伝存する資料であり、地域の祭礼の変遷、社会組織などを知る上で貴重であり、保存の必要がある。

写真を見ていただきますと、為朝像の様子がわかると思いますが、これが神楽殿に置かれている状態です。ちょっと是澤先生の方から御意見があったのですけれども、ずっと飾られっ放しでほこりも結構ついているような状態なので、何か幕をするですとか、又はいったん解体して中の状態を見るとか、幾つか作業が必要であろうというふうな御意見をいただいております。高欄は非常にいい状態で残っております。ただ展示はしておりません。解体したままで神輿蔵の中にしまわれている状態だそうです。

以上が、山車人形鎮西八郎源為朝像の説明になります。

続きまして、指定文化財に移ります。

無形文化財工芸技術、刷毛、保持者は齋藤正一郎さん。齋藤正一郎さんは、昭和11年のお生まれで76歳でございます。区役所のすぐ近くですが、荒川二丁目にお住まいでございます。齋藤さんは、福島県双葉町出身で昭和29年に高校を卒業した後上京してきました。もと民間の会社にお勤めでしたけれども、義兄が齋藤佐太郎さんとおっしゃいますが、この方は荒川区の登録無形文化財の保持者でございました。この齋藤佐太郎さんの仕事が忙しかったこともあって、仕事をやめて齋藤さんに師事して仕事の手伝いをするようになります。その後、齋藤さんがお亡くなりになった後、齋藤さんの工房を継いで現在に至っております。

この齋藤さんの技術は染物用の刷毛、これを専門にやっております。丸刷毛ですとか、引刷毛という2種類の刷毛を主に手がけていまして、小さいサイズから大きいサイズまで、染物職人さんの要求に応じた、注文に応じてつくられているというそういう作業をしております。東京ではこの方が唯一、染物専門の刷毛をつくっている職人さんになります。

認定理由ですが、保持者は伝統的な染物用の刷毛制作に専門に手がけている都内唯一の職人で、その系譜も明らかである。56年に渡って磨き抜かれた卓越したその技術は、区にとって大変貴重である。

以上でございます。

続きまして、記念物(史跡)、富士塚でございます。この富士塚は、素盞雄神社の境内にございます。素盞雄神社は南千住六丁目の文化館隣にある神社さんですけれども、この富士塚は幕末

期の元治元年（1864年）に築造されたものでございます。山の頂きには浅間社、それから小御獄、それから石尊、人穴　人穴というのは胎内とも呼ばれますが、などが設けられておりました、富士講の信者によって築かれた典型的な形状の富士塚と言えます。この富士塚上には、慶応2年から大正期にかけて奉納されました石碑20基が見事に並んでおりました、この形状自体恐らく幕末期につくられたままに今に残されているものであると言われております。

ちなみに平成18年に登録文化財になりましたけれども、7月1日の富士山の山開きがありまして、そのときにいろいろな方がお参りに来られますけれども、基本的には登はんすることを許可しておりません。人が登らないだけ保存状態がいいということになるかと思えます。

続きまして、もう一つの富士塚の方なのですが、諮問いたしました石浜神社の富士塚、こちらは今回保留になりました。この神社の富士塚は、実は宝暦8年の富士山遥拝所という石造物がこの富士塚の前に立っていて、恐らく宝暦8年までは、またはその先につくられた年代はさかのぼるかと思われましても、石浜神社は近代以降再開発ですとか、工場の移転などに伴いまして3回ほど移転をしております。移転のたびにどうも形状も変わっているらしいと。先生方の御意見では、史跡としてその指定するには形状も場所も変わっているの、いかなものかという御意見でした。

保留の理由ですけれども、当該資料は近代以降の開発に伴い3度移転し、当初の状態をとどめていない。そのため、史跡として指定することは困難である。しかし、関係すると考えられる石造物等を検討すると、その創建が宝暦8年（1758）以前にさかのぼる可能性があるかと判断でき、当該資料の歴史的、民俗的価値は高いと考えられる。そのため、石造物を含めた文化財として保存するための補足調査をする必要があるという理由をいただいております。もう一度来年、石造物を中心に調査するという御意見でございました。

続きまして、最後の案件になりましたけれども、指定文化財の修理・保存についてということで、委員の皆様にも何度か見ていただいたかと思えますが、三河島の山車人形・稲田姫についてでございます。

こちらの稲田姫につきましては、4町会ですずっと守ってきたものですが、幕末から恐らく明治初期の作品であろうと。先ほどの為朝像と同じように古川長延の作品として知られているものです。こちらの修理・保存について、委員の皆様からこのような意見をいただいております。当該資料の修理・保存に当たっては、それぞれの分野ごとの詳細調査を実施し、適切な修理・保存計画を策定することが望ましい。その際、有形民俗文化財三河島山車人形・熊坂長範（指定有形民俗文化財）の修理・保存についての調査も同時に実施すべきである。また、有形民俗文化財としてのみならず、その組立技法も区にとって重要であり、文化財として保存し伝承していくべきである。

なお、人形本体、衣裳や高欄に生じている傷みの現状を鑑みるに早急な措置を講じる必要があるという御意見をいただいております。

資料に添付してございますけれども、稲田姫は遠目に見ると大変美しいお姿なのですが、近寄ってみますと衣裳の下の方がほつれていたり、腰の帯紐の部分が、くしゃくしゃとなっていたり、着せつけにも非常に皆さん苦勞されております。頭頂部に至りましては、髪の毛が抜けないように釘で素人の修理になりますが補修をされていると。それから、指の部分です。とても美しい指をしているのですけれども、よく見るとこの櫛を持たせている部分の塗料が剥けているような状態になっています。

委員の皆様御意見ですけれども、これはある意味いろいろな職人がかかわっているということで、いろいろな分野の先生方に見ていただく必要があると。人形の研究者だけではなくて、繊維ですとか、その伝統工芸の人形師ですとか、いろいろな方々の御意見を伺いながら修理ができれば、修理計画が策定できればというふうにお考えのようでした。今後また、毎年飾られますので、調査をしながら検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

ご質問等ありましたらどうぞ。

荒川区というのは豊かなんですね。

小林委員 これだけの文化財があるというのは、やはり非常に豊かなことで、修理にはちょっとお金がかかるかと思うのですが、ぜひ保存を続けていただきたいと思っております。

教育長 その齋藤正一郎さんの後継者はいるのですか。

荒川ふるさと文化館館長 いないのです。

教育長 いないのでは困りますね。

荒川ふるさと文化館館長 匠育成事業は用意してございますけれども、ちょっと御高齢なので、これから育てるといのはなかなか決意ができないような状態らしいのですけれども。

教育長 大変ですね。努力していかないと。

委員長 富士塚は荒川区には幾つくらいあるのですか。

荒川ふるさと文化館館長 2カ所です。

委員長 この2カ所しかない。

荒川ふるさと文化館館長 これまでの記録上も2カ所しか確認をしておりません。

委員長 富士見坂は1カ所ですか。

荒川ふるさと文化館館長 はい。

委員長 なくなるわけではなく、見えなくなるだけですか。

荒川ふるさと文化館館長 坂はあります。

委員長 石浜神社の富士塚の方は、登ったり降りたりさせているのですか。

荒川ふるさと文化館館長 こちらもできないです。こちらの方が非常に危険な状態です、クロボクという岩がたくさん積んでありまして、登るのは非常に大変です。

委員長 そうですね。実際に富士山にある溶岩みたいに見えますけどね、写真では。そういうものを運んできているのですか。

荒川ふるさと文化館館長 これは移転の際に、富士山のような溶岩を求めてきて、これをつくったようなのです。もとはそういう形ではなかった。古い写真を見ますと違う形をしているのです。

委員長 そうですか。そうすると、この上にある石碑に価値があるのですか。

荒川ふるさと文化館館長 いえ、これは富士山型の石碑なのです。三角の形をしていますが、こういった形状の石碑を持つ富士塚、又は富士遥拝所は、非常に古いだろうと。もしかすると中世までさかのぼる可能性がある。この石造物自体は近世だと思えますけれども、もともとこちらに遥拝所をつくられたのが中世までさかのぼる可能性があるだろうと、今のところ考えております。

委員長 なるほど。この石碑に刻んである文とか字体を調べると、恐らく時代がわかるのでしょうか。

荒川ふるさと文化館館長 あと、名前が刻まれていますので、今のところまだ誰と同定できないのですけれども、継続して。

委員長 作者のお名前が。

荒川ふるさと文化館館長 そうですね。検討をしていきたいと思えます。

教育長 この素盞雄神社のこの富士塚のところに瑞光石がおいてあるのですか。

荒川ふるさと文化館館長 そうです。神様が立たれたという瑞光小学校の名前の由来の瑞光石がここの上に載っております。

委員長 この鍛金は、例の毎年やっている伝統文化工芸展には……。

荒川ふるさと文化館館長 いつも出ていただいていますし、あと学校職人教室にも来ていただいております。

委員長 多分、高価だから手が届かなかった。

教育長 この今写っている花器は時価で幾らするのですか。

荒川ふるさと文化館館長 ちょっとすみません。値段は確認しておりませんが。

委員長 相当高価だと思います。

教育長 高価ですね。

荒川ふるさと文化館館長 大きい物から小さい物まで、求めに応じてつくられるということですよ。

ので。

教育長 すごいですね。

高野委員 この為朝はガラスケースをつくった方が、見えるし、修理のときにお金がかからないので、いいのではないですか。大きいガラスケースが必要になりますけれどもね。

荒川ふるさと文化館館長 もともと神楽殿は閉めているので、閉めてしまえば問題ないのですが、ただ細かいほこりがありてくるということで問題になってきます。それとずっと組み立てておくのが、衣裳のためによくないのですね。やはり毎年出して、しまつてを繰り返した方が、人形のためにはいいと委員の皆様はおっしゃっています。ただ、これを引き回すとまた別問題なのですけれども。

高野委員 そうなのですか。ガラスケースプラスナフタリンが良さそうだったのですけれども。

荒川ふるさと文化館館長 今はナフタリンも入れていませんので、このまま置かれている状態です。

高野委員 かなり大きいですものね。

委員長 絹ですよ。

荒川ふるさと文化館館長 衣裳ですか。絹です。

委員長 だから、どうしても傷みやすいのですよね。

荒川ふるさと文化館館長 そうですね。

小林委員 この山車に載せて引き回すというのは、今の荒川の現状では全く無理ですか、電線とかがあって。

荒川ふるさと文化館館長 まず、それをやることによって文化財にダメージを与えることと、あと警察の許可とかがまずなかなか難しいのではないのでしょうか。電線に引っかかるのはもう本当に目に見えていますし、実際にほかのところ、ここもそうでしたけれども、電線に引っかかって感電死をして、それがきっかけでやめたというそういうふうに使われていますので、なかなかそういう危険性があることについては、許可が出にくいかと思います。今のところ引き回したいという所有者の方の御意向もあるのですけれども、非常にいい状態でせっかくここまで保ってきたものですから、何とか飾るだけで、また修理をしながら飾ることができればと。飾る技術の方も一生懸命皆さん研修とかされて、伝承していこうとしておりますので。引き回したいのはやまやまと思うのですが。

小林委員 ほかの自治体で引き回しているところもありますので。

荒川ふるさと文化館館長 そうですね。やはりそちらの自治体さんの方も、同じ悩みを抱えておられて、引き回すと傷んでいくと。

小林委員　そうですね。わかりました。

高野委員　この稲田姫を半年くらい前に見たときに、大変傷んでいました。やはり早急に修理しあげないと、オーラがなくなってしまうのではないですか。

荒川ふるさと文化館館長　山車をよく知っていらっしゃる方は、もうこの衣裳にしても今の時代ではできないものなので、何とかこのままの状態を保っていけないか、要するにこれ以上劣化しない状態で保存できるように工夫されたらどうですかと皆さんおっしゃっています。

高野委員　難しいですね。

荒川ふるさと文化館館長　とても高価なものなので。繊維の先生に見ていただきますと、これだけ金糸を使っていいですねと。

いろいろな先生方の御意見を伺いながら進めていきたいと思えます。

委員長　意見はございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長　では、議案第5号について異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長　異議ないものと認めます。

議案第5号「平成24年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定、荒川区登録文化財の指定認定保留及び荒川区指定文化財の修理・保存について」は、異議なしと回答をいたします。

次に、報告事項に移ります。

初めに、「平成25年度予算案における教育委員会主要事業について」、説明をお願いします。

教育総務課長　それでは、教育総務課から説明をさせていただきます。

御手元のクリーム色の冊子でございます。平成25年度主要事業計画でございます。

1ページをお開きください。

荒川区の財政規模につきましては、平成25年度の予算の概要を記載してございます。前回の意見聴取の際に、概要の御説明をしたところでございますけれども、本日は、財政課で作成いたしました簡単なリーフレットを御手元に用意させていただきました。白黒のものでございますが、荒川区の平成25年度予算の概要ポイントをまとめたものでございます。こちらの冊子でございます。

平成25年度の荒川区の予算でございますけれども、区におきましては街や暮らしの安全安心に向けて、備えを着実にし、幸福を実感できる予算と位置づけ、大変厳しい財政状況でございますが、限られた予算を重点的かつ効果的に配分するという考え方のもとに、予算編成を進めてきたところでございます。

平成25年度の区の一般会計の総額でございますけれども、864億3,000万円ということでございます。平成24年度は874億7,000万円、前年度との比較で10億4,000万円減、前年比で1.2%減ということで、当初予算では過去3番目の予算となっております。

恐れ入りますが、このペラの用紙の真ん中のところでございます。見開きのページでございます。重点事項ということで、防災まちづくりでは隅田川を活用した永久水利の整備、右側ですが、健康福祉では糖尿病重症化予防等による事業費の適正化、それから下の方の基礎的支援教育では、待機児童解消に向けた保育施設の整備、産業就労支援では若年者就労支援の拡充、文化環境、こちらにつきましては、(仮称)奥の細道荒川サミット開催に向けたイベント等の実施と、こういった重点事項に重点的に予算を配分してきたところでございます。

見開きの奥の反対側の一番最後のところでございますけれども、主要事業の一覧ということで33事業を例示させていただいております。この中で教育委員会に関連するもの、あるいは教育委員会とゆかりの大変強い子育て支援にかかわるようなものが幾つかございますので、そのポイントだけ若干御説明させていただきます。

この中で19番目です。右の上の方でございますけれども放課後子どもプランの拡大及び学童クラブと一体運営という事業がございますが、放課後の子供の安全な居場所づくりという観点から、学校を拠点に子育て支援部と連携しながら、放課後子どもプランの実施を進めているところでございます。現在、9校で実施しておりますが、新たに来年第四小学校と第二日暮里小学校におきまして、現在実施しています学校内学童と一緒に立体的な運営をする放課後子どもプランを実施します。

20番目の待機児童解消に向けた保育施設の整備といった事業でございます。こちらにつきましては、マンションの建設が進む中、子育て世帯が大変増えてきたという状況で、待機児童が増えてきた経緯がございます。こちらにつきましては、日暮里地区の待機児童、あるいは南千住の待機児童ということで、来年度予算におきましては南千住五丁目における認証保育所の開設、ひぐらし小学校内の主要保育室の指定管理への移行、日暮里地域におきまして夕やけこやけ認可保育園の開設をいたします。こういった待機児童解消に向けた一つの大きな事業が、来年度の柱の一つになってございます。

それから、31番、荒川二丁目複合施設整備、25年度予算におきましては実施設計等の関連経費が盛られているところでございます。全体といたしましては荒川区の予算、厳しい財政状況でありますけれども、過去3番目となる大変積極的な予算を計上しているところでございます。

続きまして、教育費との関係でございます。

前回は御説明したところでございますが、主要事業計画の2ページと3ページのところに記載

してございます。こちらにつきましては、前回御説明をさせていただきましたが、基本的に通次増減でございますけれども、個々の事業実績を精査した上で減になったものでございます。また、基本的には学校教育ビジョン、並びに生涯学習推進計画に基づきまして、この間推進してきました関連予算事業の必要な予算につきましては引き続き確保したところでございます。

4 ページを御覧ください。

4 ページにつきましては、平成 25 年度の職員定数でございます。こちらにつきましては、教育委員会の方は、昨年度と同じ 225 人となっております。

それから、5 ページでございます。5 ページにつきましては、荒川区教育委員会の教育目標でございます。こちらにつきましては、引き続き荒川区学校教育ビジョンに掲げております「未来を拓き、たくましく生きる子どもを育成する」という、荒川区学校教育の中長期的な目標の実現に向けまして、さまざまな施策を積極的に推進していきたいと考えてございます。

次に、6 ページでございます。6 ページにつきましては、生涯学習部門でございますけれども、こちらにつきましても同様でございます。生涯学習推進計画の基本理念であります「区民一人ひとりが幸せを実感できる生涯学習社会の実現」、こういった目標に向けましてさまざまな事業の整備あるいは拡充等に、引き続き取り組んでいきたいと考えてございます。

続きまして、7 ページ以降でございます。こちらにつきましても、学校教育ビジョン及び生涯学習推進計画の体系に基づきました主要事業でございます。先ほど御説明しましたように、既存事業につきましては、予算の増減はございますけれども、基本的には事業内容につきましては大きな変化はございません。前回の委員会で御報告しましたが、新規充実事業といたしまして、11 ページでございますが、11 ページの(23)第九峡田小学校の校庭の芝生化の実施、それから(24)番、尾久八幡中学校の建てかえ、区民運動場の整備、それから(26)番、教育用コンピュータネットワークの整備ということで、児童・生徒 1 人 1 台のタブレットパソコンを導入しまして、ICT を活用した教育活動を充実するために計上してございます。

教育委員会の方では、この三つが充実新規というような形になってございます。来年度につきましては、先ほどもお話ししましたように、学校教育ビジョン並びに生涯学習推進計画に基づきまして、さまざまな施策につきまして引き続き展開をする予算を確保できたと考えてございます。

現在、その到達点、課題等を改めて整理いたしました上で、引き続き着実に推進していきたいと考えてございます。

細かい事業につきましては、記載のとおりでございますので、後ほど見ていただければと考えてございます。平成 25 年度におきます主要事業の計画につきましては、概略以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

質問等ございますか。

小林委員 すみません、よろしいでしょうか。今、主要事業のところでは放課後子どもプランの拡大及び学童クラブとの一体的運営という御説明があったのですが、この一体的運営というところなのですが、どういうことでしょうか。学童クラブをむしろ放課後子どもプランに吸収するということなことで、あるいは同時並行にということですか。

教育総務課長 今までは、学校内学童があるところにつきましては、学童保育とそれから放課後子どもプランというのが別々に運営をしていたという形になります。ですから、学童クラブではおやつが出たりとか、学童クラブが使う部屋がありますので、そこで一定の時間こちらに来てというような形で、事業自体を一緒にやるところもあったのですが、一緒に、一体的に運営していこうというのが、今回新たな考え方ということで、学校の中ですから、学童クラブのおやつは無くして一緒に運営していこうというような形になっております。

小林委員 今まで、やはり学童クラブというのは、自分たちの家というか、子供にとっても、預けている親御さんにとっても、家という意識があって、そういった子供にとっての居場所でもあったと思います。放課後子どもプランの方は、それとはちょっと温度差があると聞いていたので、どうなのかなと思いました。

教育総務課長 実際には、学童クラブをなくすことはできませんので、入るときににこにこスクールコースと学童クラブコースということを選択していただくというような形になってございます。当然小学校1年生から3年生は、学童クラブに入れる要件がございますので、学童クラブ自体は残しますけれども、運営自体を一体的に行っていくというところで工夫をしていきたいと考えております。

今までは、学童クラブの部屋とにこにこの部屋というのは分かれていたので、何かの事業のときには一緒にやっていたというのがあるのですが、今回部屋自体も一緒にしていきたいと思います。

小林委員 一緒にしてということですか。

教育総務課長 なかなか学校の方のスペースがとれないというところもありますものですが、そういった観点から一体的にということも考えてございます。

小林委員 わかりました。

高野委員 3ページの中学校費、23億円の予算が減るのですか。これは具体的には上に書いてある4項目について、これで果たして中学校に対しての教育を重点としましょうという来年の予算に関して、事業計画は、これでいいかということと、第2点は11ページの(23)、第九峡田小学校校庭の芝生化の実施、これは7,700万円ですが、これはここだけなのですか。こちらの方に第2番目に関しては、樋口さんと三枝さんが、前任の方たちがいたときに僕が質問をし

て、ぜひ芝生をやるべきだということを質問した記憶があるのです。そのときには、予算がないという話から、面積をその土地をやっても、生徒が踏んでしまうのでだめになってしまうとか、そんなふうなことで、やはりだめなのかなと思いましたが、これは都からの援助もあってよかったと思うのですが、この2点について。第1の方は、中学校のこの4点、重点教育をしたいところに予算を減らしてしまっているものかということ。特にその下の一番下の教材教具が、3,000万円減っていますね。

教育施設課長 まず、中学校費で23億余の経費が来年度ですね。予算的には増えるということが特に重要だと思います。主要な増減説明ということで、こちらの冊子の方の3ページに書いてございますけれども、尾久八幡中学校の建設がやはりメインになってございまして、これで23億5,619万円ほど減になるということでございます。ただ、その一方で、その下に目を向けていただきますと、校舎整備費という欄がございまして。これで大規模修繕ですとか、改修等に要する経費を計上しておりますけれども、これにつきましては来年度7,343万9,000円の増ということで、そういった意味では新規の校舎の建設の建設費を差し引いた上でも、なおかつ補修について力を入れていくというところで、特段24年度が非常に特定の費用がかかったということで、実質的には施設整備上で言えば増強しているというそういう考え方でございます。

高野委員 ハードの面は強化されましたということですね。しかし、その一番肝心のソフトの面を、教育ということに対してはこの教育ネットワーク運営費1,000万円で済むのか。といたしますのは、今の中学校の生徒を対象としてみると、こんなものでいいのかな、もっとたくさんあって十分にパワーアップでもいいですから、そういうことをやった方がいいのではないかという考えのものと質問なのですが。

学務課長 教材教具のところでございますけれども、24年度に教科書改訂に伴う教科書、それから指導書が、これが約1,200万円ほどついているということで、これは改訂時期に逆に多かったところからしますと、それが減っている部分。それからあと新教育要領になりました、武道の用具とかそういうものを計画的に買ってきましたけれども、25年度若干残っていますが、その辺の整備が終わったということが主な減になっていますので、平年ベースで必要なものについては計上はきちっとされているという状況でございます。

教育施設課長 それと、こちらのページの11ページの第九峡田小学校校庭芝生化の実施というところで7,700万円ということで、非常に大きな予算要求ということで計上させていただきました。これについては、まず第九峡田小学校の校庭の芝生化に要する経費だけということで、7,700万円余になったということでございます。基本的に第九峡田小学校ですけれども、今は土の校庭でして、塩カルですね。塩をまいている状態で、ほこり対策で固めている状態です。

塩をまいておきますと、当然ながら芝生は養生しないということで、その土を全部入れかえて、なおかつスプリンクラーも整備させていただくということで、具体的には2倍程度の金額がかかってしまうのではないかと考えてございます。

参考までに申し上げますと大体3,000平米くらいの芝生ということで、来年度着手して参りたいと考えています。

高野委員 わかりました。1校に対して芝生でこれだけの予算をつぎ込んでいるなと思いましたから。

教育長 区からの補助金はないのですよね。

教育施設課長 来年度、東京都からの補助金を充てにしております。

教育長 東京都からどのくらい出ますか。

教育施設課長 100%です。

高野委員 東京都が全部。

教育施設課長 整備分については100%出てございます。申請をすることによって3年間は管理運営費も出るという要綱になってございますので。

教育長 きノウ、芝生大会に出ましたら、サッカーの川淵さんがグラウンドでやっているのは日本だけだと言っていました。よそに行ったらもう全部芝生で、芝生でやると感覚が全然違うのだそうです。グラウンドでやっているのと芝生でやっているのと違うので、やはり芝生で最初からやった方が、子供にとってもけがもしないし、伸び伸びできると。きノウ子供たちが発表したのですが、転んでも、組立体操をして落ちててもけがをしなかったとか言っていた。そういう面では本当にいい。養生は大変なのですからね。

小林委員 養生期間が必要なのでいろいろな意見があって、その期間要するに出来ないわけですね。グラウンドを使えないということで、そのあたりの調整は大丈夫なのですか。

教育施設課長 次の案件で最初に出てきますけれども、過日、議会でも報告させていただいて、やはり養生期間というのは課題ではないかということで、品種改良ですとかそういったことで、なるべく養生期間を短くするような工夫も必要ではないかという御意見を賜りました。

委員長 だから、東京都がやれと言うのだったら、もっと校庭を確保しなければ。今みたいに極端に狭いままただ芝生化宣言だけやるというやり方がおかしいのですよ。その後の手間暇とか養生の問題というのは、私はそれはやはり管理している区で解決すべき問題で、それはいいと思うのですけれども。

高野委員 場所がないのが問題ですね。

委員長 基本的にそれは養生するとか、管理するといったって、一定の広さがあれば、それはある程度ローテーションを組んで校庭を使えるわけです。それができない状況なのですから。その

ままそれに対しては手をこまねいていて、ただ、芝生化宣言というやり方がおかしいのですよ。大体、そんなことを言うのだったら、前から言っている都電敷地こそ全部100%東京都なのだから、東京都が率先してやるべきなのです。そもそも、よほど人々の目に触れるところではないですか。ところがそれは大変だからやらないのですよ。後の養生が大変だからね。

高野委員 でも、一步前進しましたよね。

委員長 いや、前進だとは私は思いません。本質的に校庭が狭いという問題を、このときに同時に議論をすべきなのです。誰がどう考えたって芝生化すべきなのです。したほうがいいですよ。絶対いいですよ。養生だとか手入れだとかそういう問題を解決していくべきです。それは各区で解決していくべきですよ。いいことなのです。ただ、そのいいことがいいことだと思っていなくても、できない校庭が非常に狭隘であるという問題に一切触れないで、芝生化がいいのだからやれと。それは非常に東京都の態度としては、私は、姿勢としてはおかしいと思います。

高野委員 でも、先生、前にやったときは校庭が狭隘で、面ごとに交代とかそういうことをしているスペースがないと。結局それを踏みつけてだめにしてしまうと。だからできないのだということですけども、予算をくださっているということは、荒川区の中に幾つかそういう、第九峡田がねらって前進ですから、そういう意味では予算をいただけたというのは啓発的にもなりますし、いいとしませんか。

委員長 いや、全然よくない。こういう問題というのは、そういうふうには手放して考えてはいけないのだと思うのです。

基本的に、本質的に問題があるという、それをこの際、ここは芝生化ができたからいいと、多額の予算がつくところもついたからいいと手放して考えないで、基本的に荒川区の小・中学校は校庭が極端に狭いということを、やはりこの際、東京都だって思いをいたさなければだめですよ。基本的には要するに都市計画とかまちづくりの問題があるのですよ。

高野委員 なぜ第九峡田なのですか。汐入の運動会に行ったときのほこりがすごかったのですが、あそこは芝生が半分なされていましたよね。あそこの方が最初にやるべきではないかなと思って。ものすごい砂ほこりでした。どうしてここが候補に上がったのですか。

教育施設課長 まず、第九峡田小学校につきましては土であったということと、それと以前から学校が中心になるのですけれども、芝生化をしようというようなお話がありまして、したい、したいというお話があったわけなのですけれども、養生期間などについて調整がうまくつかなかったというようなこともございます。

ただ、今回どうしてもやろうということで、学校の方で合意形成が図られたということで、今回土のグラウンドである第九峡田小学校については、来年度やるという運びになったということです。

高野委員 その次に汐入をお願いします。

教育施設課長 汐入小学校につきましては、やはり先生がおっしゃるとおり芝生化の第1号といいますが、当初のころに行っておりますけれども、基本的に利用頻度が非常に激しいということと、後から建物が近隣に建ちまして、日照時間が確保できなくなったということもあって、芝生化ということでは毎年施工しているのですけれども、なかなか短期間にということで根づかないで終わってしまうというそういう現状があります。ただ、芝生化というところで推進しているスタイルですので、何とか工夫をして芝生化ということで、再トライしたいと思っています。

高野委員 ぜひぜひ、よろしくをお願いします。

委員長 では、その「校庭芝生化東京宣言」への参加について、説明をお願いします。

教育施設課長 それでは、「校庭芝生化東京宣言」への参加について、御説明をいたします。

骨子です。東京教育委員会が行う校庭芝生化東京宣言に次のとおり参加したので、御報告させていただきます。

内容の1の趣旨でございます。

都教育委員会では、教育的観点からすべての児童・生徒に芝生と触れ合える場を学校に確保することを目指し、賛同する区市町村とともに校庭芝生化東京宣言を行うというものでございました。私ども教育委員会といたしましては、都教育委員会のこういった趣旨に賛同できますので、次のとおり宣言したものでございます。

宣言ですが、荒川区教育委員会は、管理するすべての学校の校庭を、児童及び生徒が芝生と触れ合える場にしていきます。平成25年2月7日、荒川区教育委員会でございます。

3番に荒川区の現状を書いておりますけれども、全面芝、部分芝記載のとおりでございます。合計9校芝生化をしていく予定で、34校中9校ということで25%ほどでございます。それと今後の予定でございますけれども、今お話に出ましたとおり、来年度第九峡田小学校に全面芝を敷きたいと考えているところでございます。急なお話で申しわけございませんでした。きのうということで宣言をさせていただいているということで御容赦いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 これ汐入小学校は、毎年種はまいているのですか。

教育施設課長 まいています。

小林委員 養生期間に何か、都の方で代替地を用意してくれるとかそういったことは全くないのですか。

委員長 全くそういう考えはないと思います。

小林委員 そうですか。

委員長 いつものやり方ですよ。

教育総務課長 補足なのですけれども、こちらの宣言ですけれども、すべての学校というふうに宣言文に入っています、なかなか荒川区の現状を考えますと、すべてできるかどうかということで、この短期間で庁内でもいろいろ議論をしたのですけれども、やはり学校の校庭としては芝生が一番いいだろうということで、そちらの方に向かっていくにはこういった宣言もいいのではないかとということで、最終的には判断をさせていただきました。現状、オール校庭の芝生化というのはできませんけれども、できるところからやっぺいこうという考え方で参加したという形になってございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

教育長 それから、一つ私の方でもこれ置きたいなやつがあるではないですか、芝生の。あれを埋めていくと長くもつのではないかなという感じがする、種より。じゅうたんみたいな分厚いやつを植えていくと。そういう方法はないの、汐入小なんかは。

教育施設課長 そういう方法も鳥取の方ではやっているというのは聞いているのですけれども、ポット方式ですね。なかなか気候といえますかそういったものとアンマッチな部分もあって、今はやっぱり、この辺であれば種からやるというのがいいということでした。

教育長 種がいいのですか。わかりました。

委員長 では、次に「学校選択制度検討委員会の報告について」、説明をお願いします。

学務課長 学校選択制度検討委員会の報告についてということでございます。

骨子に記載してございますけれども、学校選択制度につきまして教育委員会事務局内に学校選択制度検討委員会を設置いたしまして、これまでの実施状況等を検証し、今後の方向性を取りまとめたところでございます。今後、教育委員会並びに議会に本委員会の提言等を報告し、御議論いただいた上で、必要な見直しを図っていきたいと考えてございます。

内容のところでございます。

まず、委員会でございますけれども、教育委員会事務局に加えまして、学識経験者、それからPTA、それと地域の代表として町会長さんに入っていたいただいた検討委員会を設けまして、これまでの実施状況を検証し、今後の方向性を報告書として取りまとめたところでございます。

提言が四つ、それから検討課題として二つの事項を御指摘いただいたところでございます。

まず、提言の1でございます。

区内の区立小・中学校への進学率は学校選択制度導入後、小学校、中学校ともに向上している。また、保護者アンケートで小学校、中学校ともに6割程度の保護者が学校選択制度について賛成しており、学校選択制度が保護者から一定の支持、理解を得ていると。一方で課題もございまして、通学区域外の学校を選択することに伴い、通学距離が長くなることから通学における安全の確保等が課題であると。そのため、小学校、中学校ともに学校選択制度を継続した上で、必要な見直しを進めていくべきであるというのが提言1でございます。

提言2は、小学校についてでございます。

小学校においては、児童の通学における安全を重視し、自由選択制から隣接区域選択制に変更すべきであるということで、これは報告書の7ページにこの隣接する学区について記載してございます。一番少ないところでは2校を選択できる。一番多いところでは8校ということでございます。一番上の瑞光で説明させていただきますと、まず瑞光小学校は通学区域の学校、隣接する学校は第二瑞光、第三瑞光、第六瑞光、第二峡田ということで5校が選択可能になります。

一番少ないのが16番目の尾久第六小学校でございますが、隣接している学校は尾久西小学校ということで、ここが一番少なく2校になります。実態としては尾久第六小学校から尾久西小学校を越えて、ほかの例えば尾久小学校であるとかというところに通っているお子さんは、現在いらっしやらないということで、実質的な影響はないというふうに考えてございます。

戻っていただきまして、導入に当たりましては、やはり経過措置が必要だということで、兄弟枠の関係については経過措置として、平成30年度入学生までは、兄、姉が在籍していれば、弟、妹がこの隣接区域外の学校も選択できるという経過措置等も考えてございます。ただし、選択した学校への入学を優先的に認めるものではないということでございます。

導入時期につきましては、26年度入学生から導入するというのが提言2になってございます。

提言3といたしましては、今度、中学校の関係でございます。

現在の区内公共交通機関の利便性が向上してございまして、区内の交通機関を利用することで自転車を使用しなくても通学が可能であることから、中学校では生徒の通学の安全を第一に考え、徒歩又は公共交通機関を利用した通学を条件として、自転車通学を認めないことにすべきであるということでございます。

導入時期につきましては、26年度入学生から導入するということで、現在、認めてございます25年度入学生までの在校生につきましては、自転車通学を認めるというようなことでございます。現在、自転車で通学されている方は全体の生徒数でいきますと、約3,150人のうち109人ということで全体の3%ぐらいが、自転車通学をしているところでございます。

続きまして、裏面でございます。

提言4でございますけれども、学校選択制度が通学区域制をベースとしていることから、各学校を見てもらう前に、通学区域の学校を見てもらうことなどが重要であり、これまで実施している学校の説明会、各校における説明会に先立ち通学区域の学校を見てもらう学校説明会等の実施を検討すべきであるということで、これは実態として保護者間のうわさであるとかそういうところで、学校をきちっと見てないで行ったり、あるいは自分の通学区域のところを見ないままにほかを見て、そちらの方を選択しているという実態があって、やはりまずは通学区域の学校をきち

っと見てもらった上で、ほかを見てもらうという工夫が必要であるということでございます。

あわせて、検討課題として二つ御指摘いただいております。学校と地域のつながりは、学校教育の面からも非常に重要なことであり、今後どのような取り組みができるか、教育委員会及び学校で検討をしていく必要がある。これにつきましては、学校選択制度が導入されたことによって、学校と地域のつながりが弱くなっているというような御指摘もありました。これは議会であったのですけれども、それはよく見てみますと、この制度をなくしたからといって、地域との結びつきが強まるかということではないと。これは別問題としてきちっとどういうことができるか、教育委員会、学校で検討をしてほしいというのが指摘の一つでございます。

あわせて、通学区域の見直しについてでございます。通学区域の見直しについては、教育委員会で今後の児童・生徒数の動向を踏まえつつ、学校施設の整備の観点などから総合的に検討をしていく必要があるということで、これはやはり通学区域がアンバランスとかそういうものが出ているのではないかと御指摘ございましたが、これについてはこの委員会の中で結論が出るものではなく、やはり生徒数等の動向、それから一番大きいのは学校施設の整備も併せて、総合的に検討をしなければいけないということで、委員会ではできないので、これについては教育委員会の方で、今後しっかり対応するようという御指摘ございました。

今後の対応といたしましては、本日教育委員会に御報告をさせていただき、あと併せて2月21日に文教子育て支援委員会の方にこの内容を報告して、議論いただいた上で、この内容を踏まえて必要な見直しを図っていきたいと考えてございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

きょうのところは報告事項ということで、これに基づいて何かを決めるという会議ではないわけですけれども。

学務課長 きょうは御意見をいただいて、最終的には要綱を改正しということで、この時点で最終的な方向性を示させていただきたいと思います。

委員長 という前提で御意見、あるいは御質問等をいただきたいと思います。

小林委員 提言の2についてですが、小学校において自由選択制から隣接区域選択制に変更をすべきであるという提言は大変にいいと思っています。実際の隣接区域の学校から選ぶ児童が非常に多いという実態があります。また、子供の安全の面からも、隣接区域から選ぶというのはとてもいいですし、ほかの自治体も、これで見せていただきますと豊島区であるとか目黒区、杉並区は、もう隣接区域制であるということでよろしいかと思っております。

提言3についてなのですが、自転車を使用しなくても通学が可能ということで、生徒の通学の安全を第一に考えて、徒歩又は公共交通機関を利用し、自転車通学を認めないという御提言です。

これに関しまして検討をすべき点はあるということから、御質問をさせていただきます。安全という面では当然、自転車通学を認めないのが安全ですし、また、自転車通学によって事故等が起こっていたかと思しますので、その点は非常にいいと思います。

ただ、自転車通学を認めないことによるデメリットというか、そういったことも恐らくあるのかなという思いもありまして、例えば教科書が重かったり、あるいは遠くから通っていたりする場合に、部活などをやってその後重いかばんを背負ってまたうちに帰るとするのは、非常に大変だという意見がもしかしたらあるかもしれないと思っております。また、これを導入すると、恐らく近くの学校から選ばざるを得ないというか、そういうことも出てくるのかなという気がしまして、そうすると学校選択制のメリットが生かされないというそういう意見が出ないのかなという気がいたします。

また、3番目として、どうせバス、あるいは電車に乗って通学するのであれば、荒川区ではなくてほかの区、隣接区に行くというようなことを考える生徒さんが出てこないかなというそんな気がしまして、そのあたりがこの委員会の方でどのように話し合われたのかどうかという点に関しまして、ちょっとお伺いしたいと思っております。

また、今3,150人の児童がいて、そのうち109名が自転車通学であるということなのですが、この自転車通学を選択している生徒さんの実態というか、例えば区域外からの児童なのか、あるいは区域内からの児童であるとか、その点に関しましてちょっと教えていただきたいと思っております。

委員長 関連してすみません。この報告書では、さくらと日暮里舎人ライナーがその後できたからというふうに言っているのですけれども、この109人全員がこれで処理できるのかということそうではない人も、結構いるのではないかなという感じもするのですけれども、その辺は調べたのかどうかということも教えてほしいと思います。

学務課長 まず、この提案につきましては、学校からの提案でございます。実態としてはやはり事故も起きているということと、今当然に交通安全の指導を徹底しているわけですけれども、この認めている子供のほかに、認めていない子ども学校の近くまで乗ってくるというような実態があって、これを規制することによって認めていない子ども、きちっとした指導ができるというのが1点でございます。

それと、例えば尾久から汐入の方まで通っている子がいるかというのを確認したのですけれども、そこまではないということで、青山先生が言われたように、例えばこの舎人ライナーと、ここではさくらをちょっと書かせていただいておりますが、それだけでクリアしているかということまではちょっと調べていませんが、本当にこれで例えば今認めている方で通えない子がいるのかということの確認させていただいたのですが、そこまではないと、大丈夫だということの前

提に、こういう形で取りまとめさせていただいたというところがございます。

委員長 あと、もう一つ、論点としては、やはり全体として自転車が利用できる場合は利用すべきだという社会のこれから目指す方向というのはあると思うのです。それが1点と、それからもう一つは、事故があったけれども、では、徒歩通学と自転車通学とで、通学者数全体との割合で言うと自転車通学の方が果たして危険なのかと。事故率が自転車通学の方が徒歩通学よりも高いのかという問題もあると思うのです。だから、自転車通学を廃止する理由を、これは報告書だからいいですけども、教育委員会として自転車通学はだめということを決めるためには、ちょっとこの理由だけだと私は薄弱だと思いますけれども。

学務課長 わかりました。

教育長 これは、自転車通学の許可条件は何キロですか。

学務課長 学校によって若干違ってはいますが。

教育長 教育委員会で最初に出したでしょう。

学務課長 それをベースに、最終的には学校でやっていて、認めていないところも実際にはあったと.....。

教育長 でも、一応何キロとか決めたいでしょう。通学素案に書いてある。通学の許可条件が決まっているのですよ。

教育総務課長 たしか諏訪台中学校が一番範囲が広くて、学校を中心に円を書きますと、一番遠いところが1.2キロメートルだったと思います。ですから、1.3キロメートルくらいで切ったと思うのですけれども、そうしないと諏訪台中学校の学区域外の子は自転車に来ていいよという形になってしまいますので、発足当初はたしか1.2~3キロメートルで切って、そこを越える子については自転車通学について申請ができるということをして.....。あとは学校長が認めるか認めないかという制度で発足したと思っていますが。

委員長 校長先生のおっしゃることは実によくわかるのです。一定、一部の子について自転車通学を認めている場合に、そうではなくて実は私たちの時代からあったのですけれども、学校のそばに友達がいると、そこに十何台も自転車がとまるのです。そこから徒歩で学校に行くとかその種のことがあって、学校としては把握し切れないという問題があるわけです。しかもそれが事故にもつながる場合もあるということで、基本的に学校は寄り道しないとか、あるいはきちんと、要するに家まで学校はやはりコントロール下にあるわけであって、そういう意味で言うと、自転車が一つの問題であるということは非常によくわかるわけです。

ただ、一方で、荒川区としてのまちづくりの方針から言うと、当然、荒川区内を自転車でも走れる町にしたいというのは、全体の傾向としてはある。一方、現実にはすぐにそれは無理ですねということも現実としてあるので、そういう全体的な社会の流れの中で、ここで私たちが荒川区

として中学生の自転車通学を一切禁止ということにする場合には、もうちょっと煮詰めた議論をしないといけないのではないかと思います。

学務課長 わかりました。その点については、持ち帰らせていただいて、再度検討をさせていただきます。

小林委員 この導入時期が、26年度入学生からということですが、25年度入学生まで、在校生については自転車通学を認めているわけです。そうすると、同じ学校の中で認められている生徒さんと、認められていない生徒さんが一緒にいるのではありませんか。過渡期は非常に難しい気がいたします。

委員長 基本的には、ただ現実問題としては、なくして決定的に困るということはないのですよね。

学務課長 ないと思います。それと、今の在校生については、一応学校選択制度で選ぶ前提の条件としてこれを認めていたということがございますので、それを考えて選んだのに、後で言われても困るというところが出てきてしまうので、在校生については本当はやめたいところですがけれども、これはやはり認めざるを得ないだろうということです。

委員長 中学生は歩くべきだと思うのですよ、2キロメートルや5キロメートルは。そんなにないのですけれども。

高野委員 確かに1.2キロメートルで15分ですからね。

委員長 基本的には、中学生は重い荷物を持って歩くべきだと思います。ただ、病気とか体の障害とか、そのほか問題がある場合は別ですけれども、基本的にはやはり中学生は歩くべきでしょうね。多分、世論としても。

小林委員 世論、どうでしょうか。若い世代はそう考えないかもしれませんね。

教育長 確かに、学校選択制にかかわったときに、中にはすごく遠いところに住んでいる子いるのですよ。確かに町屋からも遠くて、バスもなくて、そういうのでよく調べたら5キロメートルあたりとかする場合に、保護者からいろいろ反発があると思います。だから、そういうことを今言われたように、徒歩通学と自転車通学の事故率を検証したりとか、いろいろな障害があって歩くよりは自転車の方がいい、お年寄りなんかは自転車の方が買い物に行きやすいという人もいますからね。だから、特例というのもある程度学校長が特例に認めた場合は、その子の状況に応じてということも、今後の課題としてやはり必要な場合もあると思うのです。そういうことも含めてこの課題は残ってくると思います。

学務課長 検討させていただきます。

委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長 では、続いて「伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について」、お願いします。  
社会教育課長 伝統工芸技術継承者育成支援事業の補助延長についてでございます。

骨子でございますが、伝統工芸技術継承者育成支援事業における新規継承者育成支援事業、これはステップ2と申しますが、終了年限3年を迎えた者5名のうち2名が補助延長を希望しております。補助延長については、文化財保護審議会において意見聴取した結果、延長は妥当であるとの回答を得たので報告をいたすものでございます。

内容でございます。

1、文化財保護審議会の回答について、補助延長を希望する2名について、伝統工芸技術継承者育成支援事業補助の延長は妥当である。

理由といたしましては、荒川区の文化財である伝統工芸技術の保存と継承のため、さらに修行する必要があると判断したため。

なお、延長希望者の技術の習得度については、毎年、審査を行うことが望ましい。

2番でございます。補助延長希望者でございます。1人目が、これは師匠になりますが関岡裕介さん、木版画彫りでございます。継承者は馬場沙絵子さん。補助事業の開始年月日が平成22年1月でございます。

延長の理由でございますが、全体的な技術の習得状況は5割程度であり、木版画彫りの技術の中でも難しくかつ必須である筋彫りを習得していない。

なお、木版画彫りの業界において修業期間5年というのが目安であり、補助の延長を希望しているものでございます。

御二人目が、村田修一さん。提灯文字の地口絵でございます。継承者は村田健一郎さん。開始年月日は平成22年4月でございます。

延長の理由でございますが、提灯文字の全体的な技術の習得度状況は5割程度である。この3年で、家紋は7、8割描けるようになったが、さまざまな字体のある文字につきましては2割程度である。また、地口絵についても2割程度の修得であり、補助の延長を希望しているものでございます。

なお、このステップ2の補助内容でございますが、継承者への研修手当として月額5,000円、上限が月額10万円まで。保持者への材料費補助としまして月額1万円を支給する。継承者への家賃助成、荒川区内に居住するものが区内に居住した場合として、月額3万円を支給するというものでございます。

2枚目でございますが、その他の支援事業の現在の状況でございます。現在11人が補助事業を受けてございます。そのうち1番、2番、3番の3人が、今年度、25年3月末で終了予定になってございます。また、8番と9番につきましては、25年1月からステップ1と申しまし

て、ただいま短期の実習の見習いを、現場実習の支援事業を受けているところでございます。3月末までに8番、9番につきましては、師匠の方から妥当であるということであれば、4月以降ステップ2の研修に行けるということでございます。

なお、補助要綱上は、基本は3年ということになっていますが、最大6年まで延長できるという補助要綱になってございますので、補助要綱上の面についても、4年目、5年目ということが可能であることは申し伝えていると思います。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。

質問等はございますか。

教育長 この制度はすごく立派ですね。いい制度だと思います。ぜひこの技術を修得した人が、自立できるような体制も考えていかないと。中国行けばもっと安いものがある、なかなか日本の品物が売れないから、いろいろな方向で記念品を出したり、いろいろなものを活用していく方法を考えていかないと。需要と供給のバランスと。せっかくやったのに売れなかったら全然だめになってしまいますので、そういう面も考えていかなければいけないなど、いつも伝統工芸展に行くたびに思います。高いなと思いつつも、1点は買わなければいけないかなと思っていますけれども。

高野委員 もう一つ、この伝統工芸で、継承して一人前になるのは分野で違うと思うのです。だから、そこはフレキシビリティを持たないと。例えば10年かかる部門もありましょうし、それは、師匠がですか、やはり一人前と判断しなければいけないから。

社会教育課長 師匠と同時に、ふるさと文化館の学芸員の方が定期的に現場には見に行き、師匠と弟子の関係を確認したりはしておりますし、今回も延長希望があった方については、師匠の方から理由書とか、この先あと何年かかりますかという今の現在の様子で結構ですのでいただいておりますので、その辺は確実にやっていきたいと思っております。

先ほど申し上げたように、要綱上は、基本は3年。ただし、6年まで延長可となっておりますので、そういう意味での部門による期間のフレキシビリティもその中で確保できているのかなと思っております。

委員長 では、続いて、東尾久浄化センター隣接敷地のダイオキシン類土壌調査（先行調査）の結果等について、説明をお願いします。

社会体育課長 こちらの件につきましては、前々回の委員会で御報告させていただきました東尾久浄化センター建設用地内でダイオキシン類が検出されたということにつきまして、その後東京都からプレス発表があったことにつきまして、御報告させていただきます。

まず1件目が、東尾久浄化センター隣接敷地のダイオキシン類土壌調査（先行調査）の結果等

についてでございます。

こちらにつきましては、2月5日の日に環境局、建設局、下水道局の連名で発表がございました。

内容につきましては、12月22日にダイオキシン類が検出されたという発表の後を受けまして、12月24日に先行調査という形で対策法に基づいてではなく、主なところを7カ所ピックアップして独自に調査したというところのものでございます。その結果について、ダイオキシン類の調査に約1カ月かかりましたが、結果が出たというところでございます。

下の表にあるとおり、首都大学東京荒川キャンパスで1カ所、東尾久運動場で3カ所、尾久の原公園で3カ所、都営住宅のところでも1カ所という計7カ所でございます。この中で、2,500ピコグラムというところが基準値をオーバーしたということになってございます。

おめくりいただきまして、2枚目が場所の地図になってございます。カラーになりまして、赤字で から までが記載されていると思いますが、検出値が、基準値をオーバーしたのが の尾久の原公園の南側の芝生付近のところでございます。こちらはよく子供が遊んだりする場所で、非常に活用の多いところでございます。一番ちょっと嫌な場所なのでございますけれども、こちらで2,500と、基準値の2.5倍ということになってございます。私どもの東尾久運動場につきましては、地図の真ん中の方にありますが、2番、3番、4番というところで、それぞれ2番が2.4ピコグラム、3番が1.2ピコグラム、4番が4ピコグラムというところで、基準値1,000に対して若干の数字はあるのですが、環境局の話によりまして、何でもなくて測っても、ほとんどが1けたぐらいは出るそうです。ちょっといくところで10以上出るようなところもありますので、完全に問題とは言えないような値だということでございます。

ですから、東尾久運動場につきましては、今回の先行調査においては特段の問題はないということでございます。ほかの場所につきましては、首都大学東京キャンパスなどでも中庭で130と出ておりますが、基準値を大きくは下回ってございます。

そのようなことを踏まえまして、資料の1枚目の裏面でございますが、東京都といたしましては、今後の対応としまして、引き続き隣接地域内で約160カ所、現在委託契約が結ばれておりまして、調査を進めております。そのうち東尾久運動場では35カ所、調査のため昨日に土の資料採取を行ったところでございます。そちらも表層土調査を進めております。

あわせまして、隣接敷地においての大気中のダイオキシン濃度の調査も環境局は行うことといたしました。こちらにつきましては、この芝生地からほこり等が立っているかどうかということで、東西南北の場所に観測点を設けまして、大気を1週間採取するというのを昨日から行ってございます。

こちらにつきましては、東側の地域で適地がないということで、区立原中学校の屋上にも観測

点を設けさせていただきまして、そちらで今継続して大気を測定してございます。

なお、建設局につきましては、尾久の原公園の閉鎖を継続するとともに、2,500ピコグラム出てしまいましたので、飛散防止措置としまして散水、そしてその後、裸地のところについてはクリアコートといえますか、表面をコーティングして表土が飛ばないように措置をとるということを、建設局では実施する予定となっております。

なお、下水道局では、これまでも東尾久浄化センター内の工事におきまして、重金属等の土壌調査も確認しておりまして、そのことにつきましては、必要な対策措置をとっているということでもございました。こちらについては別紙2ということで、4枚目でございます。

おめくりいただきまして、4枚目が浄化センター建設用地内の重金属等の土壌調査の結果ということで、平成17年から23年の間におきまして、水銀、鉛、砒素、ふっ素ということで下の方の表がございますが、基準値を超えたことが今までもございました。その場合にも、適切に処理はしているということで、添付資料の5枚目になりますが、適切に処理はされていたということがございました。

なお、そのような経過を踏まえまして、環境局におきましては今まで覆土等がありまして、この工場跡地一帯は安全だという認識でいたのですけれども、ダイオキシン類の調査も行うとともに、今後は重金属類の調査も検討をしていくということになってございます。

以上が今回の3局の合わせた2月5日のプレス発表でございます。

あわせまして、もう一つの2枚とじのものでございますが、同じく2月5日、下水道局のみがアップしたプレスでございます。東尾久浄化センター建設用地内のダイオキシン類土壌調査（一部）の結果についてでございます。

こちらは、東尾久浄化センター内の建設工事で、昨年4月から7月において判明したのが掘削土、掘り起こした土ということと、あと掘り起こしている地中3メートル、ないし4メートルで基準をオーバーしたということだったので、改めて表面の土壌も採取して調査した結果、13地点のうち4地点においてやはり基準をオーバーしていたというものでございます。

こちらをおめくりいただきまして、2枚目の図面にオーバーしたところを若干記載させていただいていますが、一番高いものは2,800ピコグラム、㊦というところでございます。以下1,200、1,100、1,400と4カ所で超過がございました。こちらにつきましても、1枚目の裏になりますが、今後の対応としまして防塵シートや飛散防止の措置をとって、また採取、基準に適用しない土砂につきましては、地下の躯体内に封じ込めを行うという措置をとるということになってございます。

以上が東京都からのプレス資料でございます。

なお、東尾久運動場につきましては、先ほど申しましたとおり、基準範囲内の結果でございま

したけれども、引き続き詳細の調査の結果が出るまでは、利用を制限させていただくというところの措置を継続するものでございます。

御報告は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

質問等ございましたらどうぞ。

教育長 これは採取してから約1カ月かかるのですね。

社会体育課長 そうです。分析結果までがダイオキシンの場合はとても微量なものですから、時間がかかると思います。

教育長 ダイオキシンが出たもとの原因は何ですか。

社会体育課長 やはり環境局では、元の旭電化の工場が農薬等の化学物質を扱っていましたので、塩化系の化学物質を扱っていると、その関係で出たのではないかと。

委員長 もう最初からわかっている、表面から出たというのがちょっと問題ですね。掘り返したら出るのわかっているわけですから、表面から出たというのはやはり地下水位が上がったりとかいろいろ影響があるのでしょうかけれども。

では、続いて、2月から4月までの教育委員会関係主要行事については配付されていますけれども、これについて何かございますか。

〔「特にございません」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、事務局から連絡事項がございますか。

教育総務課長 私の方からは、議案の文書付議につきまして、件名としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づく内申についてということで、小・中学校の校長先生と副校長先生の異動につきまして、19日までに東京都の方に報告しなければならないため、22日の教育委員会では間に合わないということで、文書で付議をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、人事案件でございますので、ファックス等で送れないということでございますので、郵送等でお送りさせていただくような形になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 では、以上をもって教育委員会第3回定例会を閉会します。

了